

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成する。ただし、軍用地等の所在しない市町村の長であってもその申し出により構成員となることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軍用地等の利・転用促進に関すること。
- (2) 基地問題及び軍用地転用計画（市町村計画）の調査研究に関すること。
- (3) 基地の返還及び整理縮小に関すること。
- (4) 基地被害の防止及び除去に関すること。
- (5) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る渉外及び広報宣伝に関すること。
- (6) 軍用地跡地地主会の結成、指導育成に関すること。
- (7) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長

(2) 副会長 2名

2 会長は、県知事とする。

3 副会長は会員のうちから総会で選出する。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（役員の任期）

第7条 副会長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

（総会）

第8条 協議会の総会は、会長が招集する。

2 総会は、毎年度1回の通常総会と会長が必要と認めて招集する臨時総会とする。

（総会の議決事項）

第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 要請書の採択に関する事項
- (2) 事業の計画及び報告に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

（総会の議長及び議事）

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会の会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決処分）

第11条 総会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、会長が幹事会の意見を聞いた上で、専決処分することができる。

2 会長は、前項の専決処分をした場合においては、次の総会にこれを報告しその承認を求めなければならない。

（幹事）

第12条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

2 幹事は、県知事公室基地対策課長、県企画部県土・跡地利用対策課長、軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村の軍用地等関係担当課（室）長を充てる。

3 幹事のうち、県知事公室基地対策課長を幹事長とする。

(幹事会)

第13条 予算及び決算に関する事項、総会の委任を受けた事項、総会に付議する事項、緊急を要する事項及びその他必要な事項を審議させるために協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 予算の決定及び決算の承認は幹事会において行う。
- 3 幹事会は、幹事長が適宜招集し、幹事長が議長となり議事を整理する。
- 4 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

(会計監事)

第14条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、幹事長が任命する。

- 2 会計監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第15条 特定の問題を協議するため、幹事会の決定により専門部会をその都度設置することができる。

- 2 専門部会は、県、当該問題に関係する軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村でもって構成する。
- 3 専門部会は、幹事長が主宰する。
- 4 幹事長は、専門部会における協議事項の結果について、幹事会に報告する。

(意見聴取)

第16条 総会、幹事会及び専門部会は第4条の事業に関する審議を行う場合は、地主会代表者、学識経験者及びその他の者から意見を聴くことができる。

(会計及び経費)

第17条 協議会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、第3条で規定する構成員が分担する分担金及びその他の収入をもって充てる。

(分担金)

第18条 分担金は、総経費の3分の1を県、その他3分の2を市町村がそれぞれ負担するものとする。

- 2 市町村が負担する分担金の額は別に定める。

(事務局)

第19条 協議会に事務局を置き、その庶務経理は、県知事公室基地対策課で行う。

- 2 県知事公室基地対策課長を事務局長とする。

(細則)

第20条 会長は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の議決を経て、細則を定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和52年4月8日から施行する。
- 2 設立当初の協議会の会計年度は、第15条の規定にかかわらず昭和52年4月8日から翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則 (昭和55年1月29日 一部改正)

- 1 この会則は、昭和55年1月29日から施行する。
- 2 昭和54年度県、市町村分担金の割合及びその額は第17条の規定にかかわらず別表1及び別表2のとおりとする。

附 則 (昭和58年11月22日 一部改正)

この会則は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年5月25日 一部改正)

この会則は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年6月15日 一部改正)

この会則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年8月6日 一部改正)

この会則は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年7月21日 一部改正)

この会則は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年7月27日 一部改正)

この会則は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年8月11日 一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年8月18日 一部改正)

この会則は、平成21年8月19日から適用する。

附 則 (平成23年10月18日 一部改正)

この会則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年1月19日 一部改正)

この会則は、平成27年1月20日から適用する。

附 則 (令和2年8月21日 一部改正)

この会則は、令和2年4月1日から適用する。